

静岡県告示第763号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項の規定により読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

平成29年10月31日

静岡県知事 川勝平太

1 霊友会周辺鳥獣保護区（昭和42年12月15日 静岡県告示第813号）

(1) 区域

賀茂郡東伊豆町大川字本野、石神コグヒリンカ、石神藤久保、石神大詰りの一円の区域

(2) 更新する存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 森林鳥獣生息地

イ 指定目的 当該地域は、野生鳥獣の生息地として適しており、静岡県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づき積極的に野生鳥獣の保護増殖に努める必要があるため。

2 トモロトンネル鳥獣保護区（平成9年11月21日 静岡県告示第972号）

(1) 区域

国道135号トモロトンネルの白田側入口を起点とし、トンネル稲取側入口を結び峯づたいを北西に進み町道稲取片瀬線、白鳥宅入口に至り全電通入口を経て全電通内道路終点から起点を結んだ直線で囲まれた一円

(2) 更新する存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 身近な鳥獣生息地

イ 指定目的 当該地域は、野生鳥獣の生息地として適しており、静岡県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づき積極的に野生鳥獣の保護増殖に努める必要があるため。

3 油山鳥獣保護区（昭和42年12月15日 静岡県告示第813号）

(1) 区域

油山寺門前を起点とし、同地点から市道油山線に沿って南に進み、袋井市大字村松字境前2の7番地に至り、同所から農道に沿って東に進み、大字村松字石原沢との境界に至り、同所から同境界線に沿って北東に進み、袋井市と掛川市との境界に至り、同所から同境界線に沿って北に進み、大字村松と大字字刈の境界に至り、同地点を左折し、同境界線に沿って西に進み、大字村松字神子ケ谷1,548の1番地西北端に至り、同所から大字村松字神子ケ谷と字町ケとの境界線に沿って南に進み、字神子ケ谷1,545の1番地に至り、同地点から農道に沿って南東に進み、起点に至る線で囲まれた一円の区域

(2) 更新する存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 身近な鳥獣生息地

イ 指定目的 当該地域は、多種多様な鳥獣が生息しており、自然の宝庫である。日本野鳥の会もこの地域を観賞地点にしており、野生鳥獣の保護繁殖を図る。

4 橘鳥獣保護区（昭和47年10月27日 静岡県告示第827号）

(1) 区域

町道新田赤松線と町道大洞院線との交点を起点とし、町道新田赤松線を南進し、町道一藤川久保自歩道線との交点に至り、同地点から同線に沿って西進し、町道一藤五明線との交点に至り、同地点から同線に沿って南進し、町道森小学校北線との交点に至り、同地点から同線に沿って西進し、町道庵山線との交点に至り、同地点から同線に沿って南進し、町道周智高校線との交点に至り、同地点から同線に沿って西進し、町道蓮華寺線との交点に至り、同地点から同線に沿って北進し、町道大門東区画8号線との交点に至り、同地点から同線に沿って西進し、町道大門東区画10号線との交点に至り、同地点から同線に沿って西進し、町道大門東区画4号線との交点に至り、同地点から同線に沿って南進し、町道大門東区画3号線との交点に至り、同地点から同線に沿って西進し、町道森宮線との交点に至り、同地点から同線に沿って北進し、町道宮代東大洞院線との交点に至り、同地点から同線に沿って南進し、県道宮代・赤根線との交点に至り、同地点から同線に沿って北進し、町道宮奥上納山線との交点に至り、同地点から同線に沿って北進し、町道大上宮奥線との交点に至り、同地点から同線に沿って北進し、町道大洞院線との交点に至り、同地点から同線に沿って南進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域

(2) 更新する存続期間

平成29年11月1日から平成34年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 森林鳥獣生息地

イ 指定目的 当該地域は、落葉広葉樹林、針葉樹林など林相の変化に富み、多様な鳥獣が生息しているため良好な生息環境を保全する。

5 荒沢鳥獣保護区（平成9年11月21日 静岡県告示第972号）

(1) 区域

県道浜岡菊川線と市道6124号線の交点を起点とし、市道6124号線を南進し、法ノ沢有ヶ谷線114号線との交点に至る。同地点より同線を東進し、県道浜岡菊川線との交点に至り、同地点より同線を北進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域

(2) 更新する存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 森林鳥獣生息地

イ 指定目的 マガモ等の野生鳥獣が多数生息し、保護増殖地として適した地域であるため。

6 池新田鳥獣保護区（平成19年10月30日 静岡県告示第949号）

(1) 区域

国道150号と市道塩原七ツ山線の交点を起点とし、同地点から国道を西進し市道2018号線との交点に至り、同地点から同線を北進し県道大東相良線との交点に至り、同地点から同線を東進し市道合戸藤井線との交点に至り、同地点から市境を東進し菊川市の一部をまたがり静岡カントリー浜岡コース北側境を通り、市道2512号線・2606号線・2433号線・1619号線を東進し市道山ノ神線との交点に至り、同地点から同線を北進し主要地方道掛川浜岡線との交点に至り、同地点から同線を南進し県道浜岡菊川線との交点に至り、同地点から同線を東進し朝比奈川に架かる宇洞橋を渡り、用水路に沿って東進し、市道5006号線との交点に至り、同地点から同線を東進し市道4008号線との交点に至り、同地点から同線を東進し市道桜ヶ池大兼線との交点に至り、同地点から同線を南進し県道大東相良線路との交点に至り、同地点から同線を西進し、市道塩原七ツ山線との交点に至り、同地点から同線を南進し起点に至るまでの線で囲まれた区域

(2) 更新する存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 集団渡来地

イ 指定目的 マガモ、カルガモ等の渡り鳥の渡来地であり、渡り鳥の増殖地として適した地域であるため。

7 水窪自然休養林鳥獣保護区（昭和62年10月23日 静岡県告示第1017号）

(1) 区域

スーパー林道天竜線を、山住峠から北へ3.6km進んだ地点を起点とし、同林道沿いに北へ3.0km進み、同地点から北東へ門桁国有林境まで進み、同地点から同国有林境に沿って南西へ五丁坂頭山頂まで進み、同地点から西へ尾根沿いに進み起点に至る一円の区域

(2) 更新する存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 身近な鳥獣生息地

イ 指定目的 当該地域は、千頭・水窪鳥獣保護区に隣接し、野鳥の森として、また天然記念物であるカモシカをその場で身近に接し、直接観察し、その価値を理解することを目的とした整備が行われており、自然観察の場及び野生鳥獣の生息地として重要であることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する野生鳥獣の保護を図る。